

# 子どもの貧困対策の推進に関する法律

(平成25年6月26日法律第64号)  
(令和元年6月19日公布(令和元年法律第41号)改正)

## 目的・基本理念

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困対策を総合的に推進する。

### 基本理念

- ・社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されること
- ・子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずること
- ・背景に様々な社会的な要因があることを踏まえること
- ・国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行うこと

## 子どもの貧困対策を総合的に推進する枠組み

- 国**
- ・子どもの貧困対策を総合的に策定、実施
  - ・子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において「子供の貧困対策に関する大綱（閣議決定）」を策定  
※子どもや保護者等関係者の意見を反映させるための措置を講ずる

- 都道府県**
- ・地域の状況に応じた施策の策定、実施
  - ・都道府県計画策定 ※努力義務、大綱を勘案

- 市町村**
- ・地域の状況に応じた施策の策定、実施
  - ・市町村計画策定 ※努力義務、大綱及び都道府県計画を勘案

### 《附則第2項》

政府は、この法律の施行後5年を目途として…必要であると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 大綱記載事項

基本的な方針	
子どもの貧困に関する指標 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率・大学等進学率 等	
教育の支援	生活の安定に 資するための支援
保護者に対する職業生活の 安定と向上に資するための 就労の支援	経済的支援
調査及び研究	検証及び評価その他の 施策の推進体制



## 今後の子供の貧困対策の在り方について（概要）

### 1. 基本的な方針

#### (1) 現大綱に基づく主な取組・進捗等

- ・ 現大綱に基づき、様々な取組が進んだこと、子供の貧困率を始めとする多くの指標で改善が見られたこと、子供の貧困に対する社会の認知が進んだこと等について評価。
- ・ 一方で、現場にはなお支援を必要とする子供やその家族が多く存在。また、地域間の取組の格差が拡大してきたとの指摘もある。
- ・ 子どもの貧困対策推進法の改正も踏まえ、現在から将来にわたる子供の貧困の解消に向け、これまで以上に効果的な取組を進めていく必要。

#### (2) 新大綱に向けた施策の方向性

子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、地域や社会全体で課題を解決するという基本的な方針の下、以下の3つの視点を踏まえて次期大綱に盛り込む事項を検討。

##### ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援

- ・ 親の妊娠・出産期や子供の乳幼児期における早期の課題把握から、学校教育段階、卒業して社会的自立が確立されるまでの継続的な視点での支援体制の構築
- ・ 子供のライフステージに応じて切れ目なく支援を講じるために必要な情報の共有、連携の促進

##### ② 地方公共団体による取組の充実

- ・ 生まれた地域によって子供の将来が異なることのないよう、地方公共団体による計画策定や取組の充実促進
- ・ 特に市町村において、個別の子供の情報を活用した効果的な支援へのつなぎ

##### ③ 支援が届かない、又は届きにくい子供・家族への支援

- ・ 声を上げられない子供たちを早期に発見し手を打つための様々な把握のツールの準備
- ・ 困窮度が高いふたり親世帯等、困窮層は多様であることに留意した支援

#### (3) 「子供の貧困」に対する社会の理解の促進

国、地方公共団体、民間の企業や団体、地域住民等が主体的に支援に参画できる環境の整備が必要。

### 2. 子供の貧困対策に関する取組の方向性

#### (1) 教育の支援

- ・ スクールソーシャルワーカー等が中核となって地域福祉等との多様な連携を生み出していくなど、学校を地域に開かれたプラットフォームとする。
- ・ 高校中退の決断をする以前からの学習・生活面での支援をしっかりと行うとともに、高校中退後の学習相談及び学習支援等による継続的なサポートを可能にする。
- ・ 子供の選択肢を増やす高等教育の修学支援新制度を確実に実施する。

(2) 生活の安定に資するための支援

- ・ 親の妊娠・出産期から相談に乗り、保護者を生活や就労等の各種の支援へつなげるとともに、妊婦健診等を通じ、困難や悩みを抱える女性の早期の把握に努める。
- ・ 様々な事情を抱える子供たちが安心して過ごせる居場所を安定的に作っていく。
- ・ 児童養護施設を退所した子供等が退学や離職をした場合の相談体制等の整備が必要。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- ・ 単に職を得るにとどまらず、所得の増大に資するとともに、仕事と両立して安心して子供を育てられる適切な労働環境を確保。
- ・ 家計の安定のため、単発の就労支援だけではなく、様々な支援を組み合わせる。
- ・ ひとり親に対し、安心して働ける職場環境の整備等の就労支援を行うとともに、低所得で生活が困難な状態にあるふたり親世帯についても、ひとり親家庭と同様に就労支援をする。

(4) 経済的支援

- ・ 児童扶養手当、児童手当等について、対象者の範囲や金額が十分なものであるか、直接給付の有効性等も加味しながら検討する必要があるとの指摘もある。
- ・ ひとり親家庭については、養育費の安定的な確保のための支援を行う。
- ・ 家庭の教育費負担を実質的に減らす方策として、就学援助や給付型奨学金等が必要な世帯に漏れなく活用されるよう周知を図る。
- ・ 金銭面だけでなく、様々な支援を組み合わせることで効果を高める。

(5) 子供の貧困に関する指標

- ・ 別添の指標を設け、子供の貧困に関する改善状況を把握。

(6) 調査研究、施策の推進体制等

- ・ 地方公共団体が実施する子供の貧困に関する実態調査を、全国的に実施。
- ・ 特に企業に対し積極的な参画を促し、行政、地域、NPO等の民間団体、企業等国全体で子供を応援する雰囲気を作っていく。
- ・ 子どもの貧困対策会議の下、施策の実施状況等について、定期的に検証・評価を行う。

以 上

子供の貧困に関する指標

